

宇陀市高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、加齢等により自動車等の運転に不安のある高齢者に対し、運転免許証の自主返納等を促進することにより、高齢者の運転による交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって同法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 運転経歴証明書 法第104条の4第6項の規定により交付される証明書をいう。
- (3) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定に規定する通知書をいう。
- (4) 自主返納等 法第104条の4第1項の規定により公安委員会に対して全ての運転免許の取消しを申請し、法第107条第1項第1号の規定により運転免許証を返納すること又は第2号の運転経歴証明書の交付を受けることをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 第5条の規定による交付申請を行う日において、満65歳以上の者
- (2) 令和5年4月1日以降に運転免許証を自主返納した者又は運転経歴証明書の交付を受けた者
- (3) 宇陀市税条例（平成18年宇陀市条例第56号）第3条に規定する市税を滞納していないこと。
- (4) 自己又は自己の団体役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、対象者に対し、1万円相当の商品券（宇陀市商品券発行事業実施要綱（平成24年宇陀市告示第66号）により発行する券種をいう。）を支給するものとする。

(交付申請)

第5条 この事業を利用しようとする対象者は、宇陀市高齢者運転免許証自主返納等支援事業申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に

申請しなければならない。

- (1) 取消通知書又は運転経歴証明書
- (2) 納税等確認承諾書（様式第2号）
（決定及び支給）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、宇陀市高齢者運転免許証自主返納等支援事業決定通知
書（様式第3号）により対象者に通知し、商品券を支給するものとする。

- 2 前項の規定により商品券の支給を受けた者は、市長に受領書（様式第4
号）を提出しなければならない。
（支給の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定による決定を受けた対象者が次の各号のいずれか
に該当する場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けた場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合
- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、既に交付した
商品券があるときは、当該取り消された者に対し、当該商品券の返還を命ず
るものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により決定を取り消された者が、既に商品券の全部
又は一部を使用した場合は、当該使用した商品券に相当する金額の返還を命
ずるものとする。
（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。